● ごみの分別に関するO&A

▼ごみの分別に関するお問い合わせのうち、特に問い合わせが多かったものを抜粋してご紹介します。

Q. ごみ袋の中にごみの入った小袋を入れたら駄目なの?

A. ごみの分別の種類を問わず、ごみ袋が二重になる(袋の中に小袋を入れるというような)出し方はしないでください。



Q. 可燃ごみも不燃ごみも埋め立てられているが、何が違うの?

A. 「可燃系埋め立てごみ」は将来、リサイクルすることを予定しています。そのため、「不 燃系埋め立てごみ」とは分けて埋め立てています。

Q. 紙のリサイクルについて教えてほしい

A. 紙製容器は段ボールなどにリサイクルされています。また、雑紙は ティッシュペーパーやトイレットペーパーなどにリサイクルされて います。



Q. プラスチック製の靴ベラは何ごみ?

A. プラスチック製品ですが、容器ではないため、「不燃系埋め立てごみ」となります。

Q. カセットコンロで使用したカセットボンベは何ごみ?

A. 「金属類」となります。中のガスを使い切り、火の気のない場所で缶に穴を開けてから出してください。なお、カセットボンベのふた(プラスチック製)は、「プラスチック製容器」となります。

■ 粗大ごみの回収について



▼粗大ごみの回収は、留萌南部衛生組合で受け付けており、地区ごと に毎月1回の回収日が決まっています。

粗大ごみの回収を希望する方は、収集日2日前の午後3時までに留 萌南部衛生組合へお申し込みください。

なお、地区ごとの回収日は、「広報るもい(今月号は19ページ)」 などをご覧ください。

ごみの分別の詳細については、留萌南部衛生組合発行「ごみ分別ハンドブック(平成 28 年改 訂版)」または市発行「留萌市家庭ごみ収集カレンダー」をご確認いただくか、留萌南部衛生組合ホームページ(http://www.1a.biglobe.ne.jp/ru-nanbu)または市ホームページ(http://www.e-rumoi.jp/)をご覧ください。

精集

問 市・環境保全課 ❷ 42-1806

ごみを正しく 分別していますか?

ごみを正しく分別することは、ごみの削減や資源の有効 活用につながります。皆さんのご協力をお願いします。



■ごみ分別について

市内のごみの分別は平成25年4月に改正されました。しかし、残念なことに改正から3年が経った現在も、間違った分別のままで出されているごみが後を絶ちません。

ごみの分別を改善することは、ごみの資源化を推進することになります。みんなが快適に暮らすことができるマチづくりを進めるため、ごみの分別は正しく行いましょう。

● ごみの分別

▼市内のごみの分別は、次のとおりです。

【可燃系埋め立てごみ】

- ・汚れた紙・紙コップ・紙皿
- ・コーヒーの紙フィルター ・レシート
- 汚れたプラスチック製容器など

【不燃系埋め立てごみ】

- アルミホイル・陶器・紙おむつ
- ガラス・革製品
- 硬質プラスチックなど

【生ごみ】

- 残飯料理くず
- ・果物・菓子・ 着
- ・観賞用草花など

【缶】【瓶】

【プラスチック製容器】

・右記のマークの表示されている プラスチック製容器が対象となります。

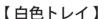
【ペットボトル】

・右記のマークの表示されている ペットボトルが対象となります。



【紙製容器】

・右記のマークの表示されている 紙製容器が対象となります。



【発泡スチロール】



【金属類】・家庭で使用された金物

【小型家電】・30 センチ未満のもの

【粗大ごみ】

【雑紙】

【新聞】【雑誌】

【段ボール】【紙パック】

【廃食用油】

【危険ごみ】

・乾電池 ・蛍光管など



【木くず】

【草・剪定枝】



9 広報るもい 2017 (平成 29) 年 ■ 2月号